埼 玉県立 一学校 \mathcal{O} 学校医、 学校 歯 科医及び 学校薬 剤 師 \mathcal{O} 公務災害補 償に関す る

 \mathcal{O}

部を改

正する条例をここに

公布する。

成二十八年六月二十八 日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

埼 玉 県条例 第 四 + 五 무

条例の 埼玉県立学校の学校医、 一部を改正する条例 学校 歯 科 医 及 び学校 薬 剤 師 \mathcal{O} 公 務 災 害 補 償 に 関 する

(昭和三十二年埼玉県条例第五十号) 埼 玉県立学校 \mathcal{O} 学校医 学校歯 科医 \mathcal{O} 及 _ び 部 学 を次 校 薬 \mathcal{O} 剤 よう 師 \mathcal{O} に改正す 公 務災害補 رِ چ 償 関す る

三号中 万 改 め、 八千四百 七条の 同項第二号中 「五万二千二百九十円」 円 二第二項第一号中 」を「二万八千五百二十円」 「五万六千七百九十円」 「十万四千五 を「五万二千四百八十 百七 に改 を 十円」 める。 五 万七千三十円」 户 を $\bar{+}$ に改め · 万 四 千 同 九 項第四号中 改 百 \otimes 五 +円 同 項第

附 則第三条第一 \bigcirc 八六」を 項の $\overline{\bigcirc}$ ・八八」 表傷病補償年金の項 に 改める。 及び同条第三項 の表障害厚生年金等 0 項

別 表 中 六、 ΞĘ, \bigcirc \bigcirc 六 \subseteq 八 円 円 六、 七、 七 \bigcirc 五. 七 Ŧī. \bigcirc 円 円 六、 九 七 兀 五. \bigcirc 円 円 \bigcirc 七 七 九 五. \bigcirc 三 \bigcirc 円 円

八、八五〇円	一一、五七三円
九、三一三円	一二、三一八円
_ を 	
五、	
`	六、
、 川川田	六、〇八三円
. 1 11111	八三

六、八一五	九、四九〇
一 一 七、)円 一〇、
九八〇円	七四三円
八、八七八円	一一、六〇八円
九、三四〇円	一二、三五〇円
」 に改める。	

(施行 期 日則

1 この 条例は 公布 \mathcal{O} 日 か 5 施行 す る。

(経過措置

- 2 償に 事 由 改 正 が 0 生じ 11 後の第七 ては、 た介護補 なお 条 \mathcal{O} 従 償 前 12 第 \mathcal{O} 0 例 項 に て \mathcal{O} による。 適用 規 定 Ĺ は、 同 平 -成二十 日 前 に 支給 八 年 す 兀 月 ベ き __ 事 日 由 以 が 後 生じ 支給す た介 護 ベ 補 き
- 3 月 改 正 日 以 後 後に支給す 0) 附 則第三条第 、べき事 __ 項 由 が \mathcal{O} 生じた傷病補償年 表及び同 条第三項 -金及び \mathcal{O} 表 \mathcal{O} 規定は 休業補償並 平成二十 び 同 日 八 年四 前 に

は に に 支給すべき事由が生じた傷病 ついて適用 ついて支給 なお 従前 加すべきも の例によ 同 日 る。 の 及 前 に支給すべき事由 \mathcal{U} 同日前 補償年金で同 に支給 が す 日 べき事 生じた傷病補償年金で同 後 \mathcal{O} 由 期 が 間 生じた に 2 V 休業補 て支給 すべ 償 日 前 に きも の期間 9 い て

る。 11 金及び遺族補償年金で 改正後の て適用し、 務災害補償並 別表の その他の公務災害補償の補償基礎額については、 びに同日前 規定は、 同日以後の期間につ に支給すべ 平成二十七年 き事 匹 11 由 月 て支給すべきもの が生じた傷病補償年金、 _ 日以後に 支給す なお従前の例によ \mathcal{O} ~ き事 補償基礎額に 障害補償. 由 が 生 じ 2 年 た